

消防防災協力事業所登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊中市内の事業所の協力により、大規模災害における被害を軽減するため、事業所が保有する人員、資機材等を活用し、消防活動を実施する消防防災協力事業所登録制度に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号における用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模災害とは、自然災害及び航空機、列車等の集団救急救助事故をいう。
- (2) 資機材等とは、事業所が保有するもの及び豊中市消防局（以下「消防局」という。）より貸与する資機材をいう。
- (3) 消防防災協力事業所（以下「協力事業所」という。）とは、この事業の趣旨に賛同し登録を行った事業所をいう。

(登録)

第3条 協力事業所に登録しようとする事業所は、消防防災協力事業所登録申請書（様式1）を、豊中市消防局長（以下「消防局長」という。）に提出するものとする。

(登録証・表示マークの交付)

第4条 消防局長は、協力事業所の登録を行ったときは、消防防災協力事業所登録証（様式2）及び表示マーク（様式3）を交付する。

(表示マークの取扱い)

第5条 協力事業所は、表示マークの取扱いについて、次に掲げることに留意することとする。

(1) 事業所の見やすい場所に表示マークを表示することができる。

(2) 登録を廃止したとき、又は登録を取り消された場合は、表示マークを消防局長へ返還しなければならない。

(公表)

第6条 消防局長は、協力事業所の名称等について、事業所の希望があった場合は、ホームページ等により公表することができる。

(変更・廃止の届出)

第7条 協力事業所は、登録の内容に変更が生じるとき、又は登録を廃止しようとするときは、あらかじめ、消防防災協力事業所登録変更申請書(様式4)又は消防防災協力事業所登録廃止申請書(様式5)を消防局長に提出するものとする。

(登録の取り消し)

第8条 消防局長は、協力事業所が登録を廃止したとき、又は協力事業所として登録が適当でないと認めるときは、登録を取り消すことができる。

(活動隊の編成)

第9条 協力事業所は、次の活動隊の全部又はいずれかを編成する。

(1) 消火隊

小型動力ポンプ又は消火栓直結資機材を有する事業所において編成される消火活動隊をいう。

(2) 救助隊

事業所において従業員をもって編成される救助活動隊をいう。

(活動内容)

第10条 大規模災害発生時は、事業者の命令に基づいて、事業所周辺地域を活動地域とし、対応可能な範囲で次の活動を行う。

(1) 消火隊

事業所で保有する小型動力ポンプ又は消火栓直結資機材を活用して、消火活動を行う。

(2) 救助隊

事業所で保有する資機材等を活用して、被災者の救助・救出活動及び応急手当を行う。

(資機材の貸与)

第11条 消防局は協力事業所で保有する資機材を考慮し、必要に応じて協力事業所に資機材を貸与するものとし、消防防災協力事業所資機材貸与に関する覚書(様式6)を締結するものとする。

(自主防災組織等との連携)

第12条 協力事業所は、活動に際し、地域の自主防災組織等との連携に努める。

(訓練等の実施)

第13条 協力事業所は、活動に必要な訓練等の実施に努める。

2 消防局より訓練状況について、報告の求めがあった場合は、すみやかに報告するものとする。

(災害補償)

第 1 4 条 活動、訓練等において、死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり又は障害の状態となった場合は、事業者の責任において措置する。

(費用負担)

第 1 5 条 活動、訓練等に係る費用については、協力事業所の負担とする。

(その他)

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか、当事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成 2 9 年 1 月 1 1 日豊消予第 1 5 4 号消防長通知)

- 1 この要綱は、通知の日から施行する。
- 2 平成 2 9 年 1 月 1 0 日以前に締結した災害応急活動用資機材等の貸与に関する覚書については、消防防災協力事業所登録制度実施要綱第 1 1 条に基づき、締結したものとみなす。

消防防災協力事業所登録申請書

年 月 日					
豊中市消防局長様 (申請者) 所在地 事業所名 代表者氏名 (業種) 消防防災協力事業所登録事業の趣旨に賛同し、下記のとおり登録を申請します。					
活動隊・隊員数	救助隊 名	※小型動力ポンプ保有（貸与）の事業所は救助隊と消火隊の両方の登録になります			
保有資機材等	区分	品 目	数量	品 目	数量
	消火活動用	小型動力ポンプ		消火用ホース	
		筒先		消火栓直結資機材	
	救助活動用	のこぎり		エンジンカッター	
		バール		チェーンソー	
		油圧ジャッキ		フォークリフト	
		担架		毛布	
		はしご		掛矢	
		照明器具		応急処置セット	
	その他	バス			
資機材の貸与について			希望する ・ 希望しない		
連絡先等	担当者名		就業時間 時 分 ~ 時 分		
	TEL		FAX		
	E-mail				
労働者災害補償保険（労災保険）に加入について			加入している ・ 加入していない		
消防防災協力事業所登録について 市ホームページ等への掲載希望			希望する ・ 希望しない		
*受 付 欄	申込受付 年月日	年 月 日		備考	
	登録台帳 番号	第 号			

消防防災協力事業所

登録証

様

貴事業所は消防防災協力事業所
として登録していることを証し
ます

年 月 日

豊中市消防局

消防防災協力事業所 表示マーク



サイズ	縦 4 5 0 mm×横 1 2 0 mm×厚さ 5 mm
材質	アクリル透明板・塩ビ板
指定色	下地・・・紺色 文字・・・白色、金色 その他・・・金色、黒色
フォント	縦書き、HG 正楷書体 - PRO 他
その他	文字等はシルク印刷

消防防災協力事業所登録変更申請書

年 月 日					
豊中市消防局長様 (登録申請者) 所在地 事業所名 代表者氏名					
消防防災協力事業所登録事業の登録内容について、下記のとおり変更を申請します。					
活動隊・隊員数	救助隊	名	※小型動力ポンプ保有（貸与）の事業所は救助隊と消火隊の両方の登録になります		
保有資機材等	区分	品 目	数量	品 目	数量
	消火活動用	小型動力ポンプ		消火用ホース	
		筒先		消火栓直結資機材	
	救助活動用	のこぎり		エンジンカッター	
		バール		チェーンソー	
		油圧ジャッキ		フォークリフト	
		担架		毛布	
		はしご		掛矢	
		照明器具		応急処置セット	
	その他	バス			
資機材の貸与について			希望する ・ 希望しない		
連絡先等	担当者名		就業時間 時 分 ～ 時 分		
	TEL		FAX		
	E-mail				
労働者災害補償保険（労災保険）に加入について			加入している ・ 加入していない		
消防防災協力事業所登録について 市ホームページ等への掲載希望			希望する ・ 希望しない		
*受 付 欄	申込受付 年月日	年 月 日		備考	
	登録台帳 番号	第 号			

消防防災協力事業所登録廃止申請書

年 月 日		
<p>豊中市消防局長様</p> <p style="text-align: center;">(申請者)</p> <p style="text-align: center;">所在地</p> <p style="text-align: center;">事業所名</p> <p style="text-align: center;">代表者氏名</p> <p>消防防災協力事業所登録事業の登録について、下記のとおり登録廃止を申請します。</p>		
登録廃止理由		
*受付欄	申込受付 年月日	年 月 日
	登録台帳 番号	第 号
	貸与資機材 返却	年 月 日 返却済
		備考

消防防災協力事業所資機材貸与に関する覚書

豊中市消防局（以下「消防局」という。）と（以下「協力事業所」という。）は、消防防災協力事業所登録事業（以下「本事業」という。）の実施に必要な資機材の貸与について、消防防災協力事業所登録制度実施要綱第11条に基づき、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 消防局は、消防防災協力事業所登録制度の実施に必要な次の資機材（以下「本資機材」という。）を協力事業所に無償で貸与し、協力事業所は、これを使用して本事業に協力する。

	名称	品番・型番等	数量	単位	備考
①	のこぎり				
②	パール				
③	油圧ジャッキ				
④	担架				
⑤	腕章				
⑥	収納ケース				

（目的外使用の禁止等）

第2条 協力事業所は、本資機材を本事業の実施の目的にのみ使用し、他の目的には一切使用しない。

2 協力事業所は、本資機材を第三者に使用または収益させてはならない。ただし、消防局の承諾を得た場合は、この限りではない。

（維持管理等）

第3条 協力事業所は、本資機材を適正に維持管理し、必要に応じ点検を実施するものとする。

2 協力事業所は、消防局より点検について報告の求めがあった場合は、すみやかに消防局に報告するものとする。

3 協力事業所は、本資機材の適正な維持管理等について、必要に応じ消防局の指導及び助言を受けるものとする。

（経費の負担）

第4条 本事業の実施にかかる消防活動および訓練中に、本資機材の破損又は紛失等が生じた場合、協力事業所は速やかにその旨を消防局に報告するものとし、消防局の費用負担により修理等を行うものとする。ただし、協力事業所の責めに帰すべき事由により修理等が必要となる事態が生じた場合は、協力事業所の費用負担により修理等を行うものとする。

様式6

(本資機材の返却)

第5条 次のいずれかに該当するときは、協力事業所は、消防局に本資機材を返却するものとする。

(1) 本覚書を解除したとき

(2) 前号に定めるもののほか、協力事業所から返納の申出があったとき

2 協力事業所は、前項の規定に該当する場合は、本資機材一式を原状回復の上、返納するものとする。ただし、経年劣化および通常の損耗の場合は、この限りでない。

(本覚書の解除)

第6条 消防局は、協力事業所が次のいずれかに該当するときは本覚書を解除することができる。

(1) 本覚書に違反したとき

(2) 消防防災協力事業所登録の廃止を申請したとき

(3) 消防防災協力事業所登録を取り消されたとき

(4) その他本覚書を継続することが不適切と消防局が判断したとき

(本覚書の効力)

第7条 本覚書は、締結日に発効し、第5条により協力事業所が本資機材の返却を完了し、消防局がこれを確認した日まで有効に存続する。

(協議事項)

第8条 本覚書に定めのない事項で疑義が生じた事項については、本覚書の趣旨に従い、両者協議の上決定するものとする。

本覚書の締結を証するため本覚書2通を作成し、両者記名押印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

豊中市岡上の町1丁目8番24号

豊中市消防局

消防局長

印

印